

労働時間法制の今後の検討について

健康確保を図りつつ、労働者が創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備することによって、生産性の向上と仕事と生活の調和を図る観点から、以下の項目を重点として労働時間法制の調査審議を進めてはどうか。

<次期通常国会を目途に所要の法的措置>

1. 長時間労働抑制策・年次有給休暇の取得促進策について

(1) 長時間労働抑制策

- ・ 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の在り方（平成20年労働基準法改正法附則第3条）
- ・ 時間外労働の限度の在り方 等

(2) 年次有給休暇の取得促進策

(3) その他

- ・ 労働時間等設定改善法の活用 等

2. フレックスタイム制について

- ・ 清算期間の延長
- ・ 清算の際の事後的な年休取得
- ・ 完全週休2日制の場合における月の法定労働時間の特例

3. 裁量労働制の新たな枠組みについて

- ・ 対象業務
- ・ 健康確保等のための措置
- ・ 手続の見直し

4. 新たな労働時間制度について

- ・ 法的効果
- ・ 手続
- ・ 対象業務（時間ではなく成果で評価される働き方）
- ・ 対象労働者（一定の年収要件（例えば少なくとも年収1000万円以上）、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者）
- ・ 健康確保等のための措置

5. その他